



会社名 メドピア株式会社

代表者名 代表取締役 兼 執行役員社長 CEO 後藤 直樹
 (コード：6095、東証プライム市場)

問合せ先 取締役 兼 執行役員 CFO 平林 利夫
 (TEL. 03-4405-4905)

ことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年8月15日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主等の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社であるKKH株式会社（以下「KKH」といいます。）も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

3. 異動する株主の概要

（1）新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主（公開買付者）の概要

(1) 名 称	NMT 株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー 5 階 トラスティーズ・コンサルティング LLP 内
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 石見 陽
(4) 事 業 内 容	当社株式の取得及び保有
(5) 資 本 金	100,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 5 月 2 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	KKH 株式会社 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	当社の取締役会長である石見陽氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の取締役会長である石見陽氏が唯一の株主である KKH 株式会社が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

（2）新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	KKH 株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー 5 階 トラスティーズ・コンサルティング LLP 内
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 石見 陽
(4) 事 業 内 容	株式、有価証券の保有、売買、運用及び管理
(5) 資 本 金	100,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 5 月 2 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	石見 陽 100.00%
(8) 当社と当該株主の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	当社の取締役会長である石見陽氏が KKH の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	KKH は、当社の取締役会長である石見陽氏が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) NMT 株式会社（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2））			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	136,792 個 (59.28%)	—	136,792 個 (59.28%)	第1位

（注2）「議決権所有割合」とは、当社が2025年5月15日に提出した「第21期 半期報告書」（以下「当社半期報告書」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（22,010,330株）に同日現在残存し行使可能な本新株予約権（第12回新株予約権374個及び第16回新株予約権6,354個）の目的である当社株式数の合計（1,345,600株）を加算した株式数（23,355,930株）から、当社半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（281,041株）を控除した株式数（23,074,889株）に係る議決権の数（230,748個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) KKH

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間接保有)	—	136,792 個 (59.28%)	136,792 個 (59.28%)	—

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本公開買付けの結果、公開買付者及びKKHは、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使し得る立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株券等13,679,282株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、石見陽氏及び同氏とその子3名の計4名が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であるBOZO株式会社（以下「BOZO」といいます。）が本公開買付けに応募しないことに合意している当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社が2025年5月14日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2025年5月16日付で公表いたしました「（訂正）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」による訂正、2025年6月25日付で公表いたしました「（変更）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更、2025年7月9日付で公表いたしました「（変更）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更及び2025年7月24日付で公表いたしました「（変更）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続きに従って、当社の株主を石見陽氏、BOZO及び公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市

場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(参考) 2025 年 8 月 8 日付「メドピア株式会社（証券コード：6095）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 NMT 株式会社

代 表 者 名 代表取締役 石見 陽

メドピア株式会社（証券コード：6095）の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

NMT 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 5 月 14 日、メドピア株式会社（証券コード：6095、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場（以下「プライム市場」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 5 月 15 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが 2025 年 8 月 7 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

NMT 株式会社

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー 5 階トラスティーズ・コンサルティング LLP 内

（2）対象者の名称

メドピア株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

（a）2018 年 3 月 15 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 12 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 1 月 1 日から 2028 年 3 月 29 日まで）

（b）2019 年 2 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 16 回新株予約権」といい、第 12 回新株予約権及び第 16 回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 3 月 11 日から 2029 年 3 月 8 日まで）

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18,954,524（株）	11,262,835（株）	—（株）
合計	18,954,524（株）	11,262,835（株）	—（株）

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（11,262,835 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,262,835 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2025年5月15日に提出した「第21期 半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（22,010,330株）に同日現在残存し行使可能な本新株予約権（対象者によれば第12回新株予約権374個及び第16回新株予約権6,354個）の目的である対象者株式数の合計（1,345,600株）を加算した株式数（23,355,930株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（281,041株）並びに石見陽氏及びBOZO株式会社が本公開買付けに応募しないことに合意している対象者株式の合計（4,120,365株）を控除した株式数（18,954,524株）です。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年5月15日（木曜日）から2025年8月7日（木曜日）まで（60営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金700円

② 本新株予約権

(a) 第12回新株予約権 1個につき金1円

(b) 第16回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,262,835株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（13,679,282株）が買付予定数の下限（11,262,835株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年8月8日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	13,679,282株	13,679,282株

新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ()	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合 計	13,679,282 株	13,679,282 株
(潜在株券等の数の合計)	(— 株)	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	126,931 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.01%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	136,792 個	(買付け等後における株券等所有割合 59.28%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	41,203 個	(買付け等後における株券等所有割合 17.86%)
対象者の総株主の議決権の数	217,006 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（22,010,330株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（281,041株）を控除した株式数（21,729,289株）に、本新株予約権の目的である対象者株式の数（1,345,600株）を加算した株式数（23,074,889株）に係る議決権の数（230,748個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 決済の開始日

2025 年 8 月 15 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しています。対象者株式は、本日現在、プライム市場に上場していますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式をプライム市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、対象者から速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

NMT 株式会社

（東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー 5 階トラスティーズ・コンサルティング LLP 内）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上